

## 津市上下水道事業告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定し、使用料等の収納事務の一部を次のとおり委託したので、同条2項の規定により告示する。

令和8年1月13日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

### 1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
三井住友カード株式会社	大阪府大阪府中央区今橋四丁目5番15号
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1-11-2 大崎ゲートシティイーストタワー
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号

### 2 委託した収納事務に係る歳入等

水道料金等

再開栓手数料

公共下水道使用料

市営浄化槽使用料  
共同汚水処理施設使用料  
農業集落排水処理施設使用料

3 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和7年12月26日

4 委託した日  
令和7年12月26日